

委託業務契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業統括プロデューサー委託業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める「“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業統括プロデューサー業務」（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の委託業務について、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務の全てについて責任を負わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（実績報告書の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の実績に関する報告書（以下「実績報告書」という。様式第1号）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領した日から起算して10日以内にその内容を審査し、適切と認めるときは、乙にこれを通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、前条第2項の審査に合格したときは、委託料請求書(様式第2号)により、請求するものとし、委託料の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する事由により、第1項にかかわる支払が前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(前金払)

第11条 甲は、前金払として第3条の委託料を乙の請求に基づいて、その請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。ただし、その金額は、第3条の委託料の40%以内とする。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第3号)により、請求するものとする。

(制作物)

第12条 この委託業務を通じて、乙が新たに映像や画像等を制作する場合、著作権、制作物の二次利用条件、著作者人格権、肖像権等の権利の所在や使用条件について事前に甲と協議することとする。

(著作権の帰属)

第13条 仕様書等に規定するところにより甲に引き渡すべき成果物(以下「本件成果物」という。)は、甲の所有とする。

2 前項にかかわらず、本件成果物に掲載した著作物のうち、乙が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、乙に帰属するものとし、乙は甲に対し無償で利用を許諾するものとする。

又、本件成果物のうち、第三者が著作権を保有している著作物の著作権は、当該第三者に留保されるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が支払停止若しくは仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始又は特別精算開始の申立てを受けたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(5) 租税公課の滞納処分を受けたとき。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 乙から契約の解除の申し出があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金等)

第15条 乙は、前条の規定により甲が契約を解除したときは、違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、委託料の100分の10に相当する額とする。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲から定められた期間内に支払わなかったときは、乙は支払い期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(変更)

第16条 甲は、必要があると認めたときは、業務の一部の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。

2 乙は、本契約の履行上又は完了に及ぼす重要な事由により業務の内容に変更が生じたときは、直ちに甲に報告し協議するものとする。

3 前2項において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(証拠書類)

第17条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後5年間保管しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、第6条のただし書きにより再委託した場合も同様とする。

(秘密の保持等)

第19条 甲又は乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はその限りではない。

2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を、業務上知り得た情報は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(法令の遵守)

第20条 甲及び乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たり、関連する法令を遵守するものとする。また、業務遂行に当たっては、本業務が公的な取組であることを常に意識し、社会通念上コンプライアンス違反と思われる行為又は疑わしい行為を行わないものとする。

(存続事項)

第21条 本契約終了後も、第8条（実地調査等）、第18条（損害賠償）、第19条（秘密の保持等）及び本条は有効に存続するものとする。

(費用の負担)

第22条 この契約の履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第23条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県農林水産部
農業経営課長 印

乙

印

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（特定個人情報、メールアドレスその他の佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。）で定めるものをいう。以下同じ。））の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければ

ならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は条例上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めるときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

個人情報の管理体制等報告書

令和 年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

個人情報の管理体制等変更報告書

令和 年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

【記 載 例】

別 紙 1

個人情報管理の管理体制等報告書

令和 年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職) 〇〇本部 課長	(氏名) 佐賀 一郎
作業責任者	(所属・役職) 〇〇本部 主任	(氏名) 佐賀 次郎

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	〇〇事業部 〇〇班
事務名 (事務担当者)	〇〇〇〇に係る事務

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇（委託先名）内の△△（具体的な作業場所名） ※作業場所が県庁組織内の場合 ・佐賀県庁新行政棟〇階 △△課内
保管場所及び保管方法	<p>【保管場所について】 具体的な個人情報が含まれる媒体の保管場所を記載すること。</p> <p>【保管方法について】 施錠管理、パスワード設定等個人情報が容易に漏えいしないような管理方法を記載すること。</p>
盗難、紛失等の事故防止措置等	<p>(具体的に記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所には、委託事務の関係者以外の者は入室できないようにしている。 ・どの従事者がどのような作業を行ったかログで管理している。 ・使用する個人情報については、必要最小限の者しか使用できないようにアクセス制限を行っている。 ・万が一個人情報が漏えいした場合は、直ちに責任者に報告するように全従事者に指導した。

- (注) 1 個人情報管理責任者とは、この委託業務で知り得た個人情報の管理責任者のことを言います。
2 作業責任者とは、この委託業務を実際に行う現場の責任者のことを言います。
3 個人情報管理責任者と作業責任者は、同一の者であっても構いません。

様式第1号（第9条関係）

令和 年 月 日

佐賀県農林水産部
農業経営課長 様

住 所
法人名
代表者

“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業
統括プロデューサー委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業統括プロデューサー委託業務について、次のとおり実施したので、委託契約書第9条第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 業務実績報告書（様式任意）
- 2 事業完了年月日

様式第2号（第10条関係）

令和 年 月 日

佐賀県農林水産部
農業経営課長 様

住 所
法人名
代表者

“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業
統括プロデューサー業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業統括プロデューサー委託業務契約に係る委託料について、業務委託契約書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

【口座振替先】

金 融 機 関 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
口座名義人(カナ)	

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

佐賀県農林水産部
農業経営課長 様

住 所
法人名
代表者

“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業
統括プロデューサー業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した“磨き輝く”さが農村イノベーション推進事業統括クリエイター業務委託契約に係る委託料について、委託契約書第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残額	金	円也

【口座振替先】

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人(カナ)	

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。